

教育資金非課税取消申告書

税務署長殿

令和 年 月 日

受贈者	ふりがな 氏名	
	住所又は居所	
	個人番号	
	生年月日(年齢)	平・令 . . . (歳)
受贈者の代理人	ふりがな 氏名	
	住所又は居所	

下記の事情により、既に提出した教育資金非課税申告書等に係る教育資金管理契約につき、下記の通り租税特別措置法第70条の2の2第2項第4号に規定する非課税抛出资额が減少し、又は当該非課税抛出资额の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。

取扱金融機関の 営業所等	名 称		法人番号	
	所 在 地			
既に提出した教育 資金非課税申告書 又は追加教育資金 非課税申告書	非課税抛出资额	贈与者の氏名	提出先の税務署	
			税務署	
			税務署	
非課税抛出资额減価 額に関する事項	非課税抛出资额減価額	取消年月日		
非課税抛出资额が減少 し、又は遺留分侵害 額の請求がされるこ ととなった事情の詳 細及び事情の生じた 年月日 (摘要)				
		取扱金融機関の営業所等の 受理年月日		
				

備考

- 1 この申告書は、既に提出した教育資金非課税申告書若しくは追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）に係る教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の一部について、信託法第 11 条第 1 項の規定による取消権の行使があつたこと若しくは民法第 424 条第 1 項の規定による取消権の行使があつたこと（以下この表において「取消し」という。）により当該教育資金管理契約に係る信託受益権、預金若しくは貯金若しくは有価証券の価額が減少することとなつた場合又は当該教育資金管理契約に基づく信託若しくは当該教育資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該教育資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」及び「受贈者の代理人」の欄の
 - (イ) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (ロ) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。
 - (3) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の「非課税拋出額」の項には、上記 1 の教育資金非課税申告書等に法第 70 条の 2 の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、取消し又は上記 1 の遺留分侵害額の請求（以下この表において「取消し等」という。）の行われた信託又は贈与に係る信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (4) 「非課税拋出額減価額に関する事項」の欄の
 - (イ) 「非課税拋出額減価額」の項には、上記 (3) の非課税拋出額のうち取消し等が行われた額を記載すること。
 - (ロ) 「取消年月日」の項には、上記 (4) (イ) の取消し等が行われた年月日を記載すること。
 - (5) 「非課税拋出額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記 1 の教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭又は購入した有価証券の一部について取消し等の行われる原因となつた事情の詳細及びその年月日を記載すること。